

生駒市規則第 3 5 号

生駒市個人番号利用条例施行規則をここに公布する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号利用条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生駒市個人番号利用条例（平成 2 7 年 1 2 月生駒市条例 3 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める特定個人情報)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規則で定める特定個人情報は、別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務の区分に応じて同表の右欄に掲げる特定個人情報とする。

2 条例第 3 条第 3 項の規則で定める特定個人情報は、別表第 2 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務の区分に応じて同表の右欄に掲げる特定個人情報とする。

(個人番号を利用する事務)

第 3 条 条例別表の 1 の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和 4 7 年 3 月生駒市条例第 2 号）第 3 条に規定する助成金の支給に関する事務

(2) 生駒市心身障害者医療費助成条例第 4 条に規定する証明書に関する事務であって次に掲げるもの

ア 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則（平成 1 7 年 7 月生駒市規則第 2 2 号）第 3 条の規定による申請に係る事実についての審査に

関する事務

イ 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第4条の規定による交付に関する事務

ウ 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第6条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

エ 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第7条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 生駒市心身障害者医療費助成条例第5条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務

(4) 生駒市心身障害者医療費助成条例第7条の規定による助成金の返還に関する事務

(5) 生駒市心身障害者医療費助成条例第7条の2の規定による受給者資格及び助成金の支給の停止に関する事務

(6) 生駒市心身障害者医療費助成条例第7条の3の規定による助成金の不支給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務

(7) 生駒市心身障害者医療費助成条例施行規則第9条に規定する台帳の整備に関する事務

第4条 条例別表の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 生駒市子ども医療費助成条例（昭和48年10月生駒市条例第27号）第3条に規定する助成金の支給に関する事務

(2) 生駒市子ども医療費助成条例第4条に規定する証明書に関する事務であって次に掲げるもの

ア 生駒市子ども医療費助成条例施行規則（平成17年7月生駒市規則第19号）第3条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

- イ 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第4条の規定による交付に関する事務
- ウ 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第6条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務
- エ 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第7条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 生駒市子ども医療費助成条例第5条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 生駒市子ども医療費助成条例第7条の規定による助成金の返還に関する事務
- (5) 生駒市子ども医療費助成条例第7条の2の規定による受給者資格及び助成金の支給の停止に関する事務
- (6) 生駒市子ども医療費助成条例第7条の3の規定による助成金の不支給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務
- (7) 生駒市子ども医療費助成条例施行規則第9条に規定する台帳の整備に関する事務

第5条 条例別表の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）第3条に規定する助成金の支給に関する事務
- (2) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条に規定する証明書に関する事務であって次に掲げるもの
 - ア 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成17年7月生駒市規則第20号）第3条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務
 - イ 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第4条の規定による

交付に関する事務

ウ 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第6条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

エ 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第7条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第5条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務

(4) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条の規定による助成金の返還に関する事務

(5) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条の2の規定による受給者資格及び助成金の支給の停止に関する事務

(6) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例第7条の3の規定による助成金の不支給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務

(7) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第9条に規定する台帳の整備に関する事務

第6条 条例別表の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成27年12月生駒市条例第39号）第3条に規定する助成金の支給に関する事務

(2) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第3条に規定する助成金の受給資格の認定に関する事務であって次に掲げるもの

ア 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（平成27年12月生駒市規則第30号）第2条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

イ 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第3条の規定による通知に関する事務

ウ 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第5条の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務

(3) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第4条の規定による届出に係る事実についての審査に関する事務

(4) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第6条の規定による助成金の返還に関する事務

(5) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例第7条の規定による助成金の不支給又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務

(6) 生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第7条に規定する台帳の整備に関する事務

第7条 条例別表の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における精神障害者医療費の受給資格の認定申請に係る事実についての審査に関する事務

(2) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における精神障害者医療費の受給資格証又は受給資格認定通知書の交付に関する事務

(3) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成金の支給に関する事務

(4) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成の範囲に係る審査等に関する事務

(5) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における受給資格変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

(6) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における受給資格者台帳の整備に関する事務

(7) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成金の返還に関する事務

(8) 精神障害者に対して医療費を助成する事業における助成金の不支給
又は助成金の額に相当する金額の返還に関する事務

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
1 市長	生駒市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、生駒市子ども医療費助成条例による医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）、生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）又は精神障害者に対して医療費を助成する事業に関する情報（以下「精神障害者医療費助成関係情報」という。）
2 市長	生駒市子ども医療費	生活保護関係情報、地方税関係情

	助成条例による医療費の助成に関する事務	報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、生駒市心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報（以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。）、ひとり親家庭等医療費助成関係情報又は精神障害者医療費助成関係情報
3 市長	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、子ども医療費助成関係情報、生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害老人等医療費助成関係情報」という。）又は精神障害者医療費助成関係情報
4 市長	生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報又は精神障害者医療費助成関係情報
5 市長	精神障害者に対して医療費を助成する事業に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）、心身障害者医療費

	助成関係情報、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報又は重度心身障害老人等医療費助成関係情報
--	--

別表第2（第2条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
1 市長	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務</p>	<p>児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、児童手当関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は障害者自立支援給付関係情報</p>
2 市長	<p>児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報</p>
3 市長	<p>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報又は医療保険給付関係情報</p>
4 市長	<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</p>	<p>障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報</p>
5 市長	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返</p>	<p>障害者関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第1</p>

	還又は徴収金の徴収に関する事務	29号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報及び介護保険給付等関係情報
7 市長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報又は地方税関係情報
8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は介護保険給付等関係情報
9 市長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務	生活保護関係情報及び地方税関係情報
10 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報

	費用の徴収に関する事務	
11 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は児童手当関係情報
12 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は介護保険給付等関係情報
13 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報又は児童手当関係情報
14 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報
15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報
16 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報又は地方税関係情報
17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害者支援施設に類する施設入所に関する情報
18 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳	予防接種法による予防接種の実施に関する情報、生活保護関係情報又は地方税関係情報

	の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	
19 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報
20 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報
21 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は昭和60年法律第34号附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年法律第34号第1条の規定による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金の給付の支給に関する情報
22 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業（これに類する健康の増進に資する事業を含む。）の実施に関する事務	生活保護関係情報又は地方税関係情報
23 市長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律166号）による特別障害給付金の支給に関する事務	生活保護関係情報又は地方税関係情報
24 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、

	<p>支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務</p>	<p>地方税関係情報、医療保険給付関係情報、国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報</p>
25 市長	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</p>	<p>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報又は障害者自立支援給付関係情報</p>